**平成２１年（フ）第１１５号**
鹿児島県薩摩川内市大小路町26番４号
債務者　山下　義久
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２１年（フ）第１１６号**
鹿児島県出水市平和町438番地　平和団地１棟103号
債務者　松島　　香（旧姓簗瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２１年（フ）第１１７号**
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下住宅３号棟53号室
債務者　吉村　勇輝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２１年（フ）第４３１号**
長崎県西彼杵郡時津町浦郷260番地４　B307
債務者　竹原　徳則
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第８６号**
沖縄県那覇市金城２丁目21番地３　ガーデンコート207、住民票上の住所沖縄県豊見城市字豊見城375番地の２　パークコートＨＩＧＡ201号室
債務者　西原　勇次
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第８７号**
沖縄県那覇市金城２丁目21番地３　ガーデンコート207
債務者　西原　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第１９５号**
沖縄県豊見城市字豊見城138番地　コーポみなもと２－Ａ
債務者　上里　寿寛
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第２２２号**
沖縄県那覇市三原２丁目１番43号　コーポ三原303
債務者　上里るり子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第４６号**
山形県最上郡舟形町長沢470番地
債務者　阿部　礼子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第３５９号**
岐阜市北一色９丁目２番３―1002号室キャッスルハイツ岐阜北一色
債務者　里見ツヤ子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３６０号**
岐阜市北一色９丁目２番３―1002号室キャッスルハイツ岐阜北一色
債務者　里見　里美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９８号**
岐阜県下呂市少ケ野584番地１
債務者　今井　幸代
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第７７号**
福島県白河市関川窪15番地　県営住宅１棟５号
債務者　横田　邦之
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２１年（フ）第１７１号**
滋賀県東近江市山上町829番地２
債務者　池澤　真也
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第１７２号**
滋賀県東近江市山上町829番地２
債務者　池澤　千絵
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第１７９号**
滋賀県東近江市沖野３丁目８番10号
債務者　安藤　正明
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第１８０号**
滋賀県東近江市沖野３丁目８番10号
債務者　安藤津根子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部